

第 19 回

美方町・村岡町・香住町
合併協議会 会議録

平成 17 年 1 月 26 日

第 19 回美方町・村岡町・香住町合併協議会 会議録

日 時 平成 17 年 1 月 26 日 (水) 午後 1 時 30 分 ~ 午後 3 時 55 分
 場 所 美方町総合センター

出席者

協議会委員 (計 21 名)

美 方 町	村 岡 町	香 住 町
上 田 節 郎	岩 槻 健	藤 原 久 嗣
井 上 秀 幸	谷 淵 栄 一	上 田 孝
木 村 吉 弘	板 坂 公 二	橘 秀 夫
朝 倉 富 征	石 垣 健 三	伊 藤 誠
井 上 一 郎	井 上 源 一	岡 田 久 子
中 村 治 泰	西 尾 高 雄	柴 崎 一 秀
水 間 徳 子	三 好 忠 男	中 村 暁

顧問 (計 1 名)

兵庫県議会議員
丸 上 博

幹事会 (計 8 名)

美 方 町	村 岡 町	香 住 町
田 野 新 一	中 村 一 治	大 瀧 正 博
西 村 吉 弘	太 田 培 男	米 田 稔
	杉 谷 信 義	谷 岡 喜 代 司

事務局 (計 9 名)

藤 原 進 之 助	岸 本 典 明	清 水 幸 信
穴 田 康 成	邊 見 泰 正	田 尻 幸 司
吉 村 松 雄	川 戸 英 明	中 村 貴 志

欠席者

協議会委員 (計 3 名)

美 方 町	村 岡 町	香 住 町
毛 戸 公 彦	小 谷 道 子	村 瀬 晴 好

顧問 (計 2 名)

但馬県民局長	兵庫県議会議員
西 村 良 二	中 村 茂

幹事会 (計 1 名)

美 方 町
吉 田 博 昭

傍 聴 人 9 人

第19回美方町・村岡町・香住町合併協議会

と き：平成17年1月26日(水)

と ころ：美方町総合センター

1 開 会

2 会長挨拶

3 会議の成立

4 会議録署名委員の指名

5 議 題

(1) 報告事項

香住町、村岡町及び美方町の廃置分合と香美町の属す郡の区域についての兵庫県知事の処分決定並びに総務省告示について

新町の特別職等報酬等検討委員会への諮問及びその答申について

新町の行政組織について

新町の町章の募集について

各種事務事業の取扱いについて

6 その他

7 閉 会

藤原事務局長 皆さん、こんにちは。傍聴の皆様も、いつも御参加いただきましてありがとうございます。何とぞ会議進行に御協力いただきますよう、よろしく願い申し上げます。

それでは、大変長らくお待たせいたしました。定刻になりましたので、ただいまから開会をさせていただきますと思いますが、開会に当たりまして上田議長から御挨拶と開会宣言をお願いしたいと思います。

上田議長 こんにちは。昨年11月11日に第18回の合併協が香住町で開催されて以来、2カ月と10日ほどたっております。その間、私どもが目指しておりました新香美町の誕生に向けて、すべての行事、協議等が調ってまいりました。そうした中、本日は第19回の合併協を開催いたしましたところ、各委員さん、そしてまた傍聴に多くの皆さんがお越しいただきまして、開催されることを心から喜びたいと思います。

きのう私は香住でカニスキを食べました。きょう昼は、石楠花で安物でしたけども但馬牛を食べさせていただきました。今までですと、何か隔たりというのを感じておりましたけども、どうしたわけか、きょうは1つの町でカニスキも食べれた、そしてまた但馬牛も食べれた。何か違った喜びを感じたものであります。

そうした中で、きょうの合併協議会がお互いが胸を開いて協議をし、新しいまちのスタ

ートに向けて、さらに慎重な協議を賜りますようお願いを申し上げまして、第19回合併協議会の開会を宣言します。御苦労さんです。

会長挨拶。

岩槻会長 それでは会議に先立ちまして、一言御挨拶申し上げたいと思います。

新しい年を迎えたわけですが、その季節ももう5日となつてまいったわけでございます。委員の皆様には御家族お揃いで新春をお迎えになられましたこと、心からお喜びを申し上げる次第でございます。

さて、昨年は18回の合併協議会、随分と精力的に御審議いただきまして、一つの道筋をつけていただいたわけでございます。繰り返すようでございますけども、昨年12月17日、知事の方から3町の廃置分合を、あるいは香美町の属する区域の知事の処分位置の決定をいただき、この新しい年の1月20日には、総務省の方から市町村合併廃置分合の官報告示がなされて、いよいよ香美町の位置付けというものが決まったわけでございます。喜びとともにあと2カ月少々でいよいよスタートということになりますと、やっぱりそれぞれ委員の皆さんもそうでございますが、その立場にある者としては、過ちのない合併でなくてはいけないということで緊張感も高まってくるわけでございます。

そういった中できょうは報告案件5件でございます。我々も精力的に深夜に及んで合併時までの調整事項をこなしてきておるわけでございます。是非ひとつ、いろんな思いはあると思いますが、大所高所から御判断をいただきまして、適切なる御決定を賜りますように、心からお喜び申し上げる次第でございます。

また、きょうも顧問の丸上県議先生、あるいは傍聴の方もお見えでございます。随分とこの合併に御関心いただき、御指導もいただいております。心から感謝とお礼を申し上げまして、最初の御挨拶といたします。どうかきょうもよろしくお喜び申し上げます。

上田議長 ここで会議の成立について、事務局から報告をさせます。

藤原事務局長 それでは御報告を申し上げたいと思います。

本日は、それぞれ所用がある方がございまして、美方町の毛戸委員、村岡町の小谷委員、香住町の村瀬委員、この3名の委員の皆様が御欠席ということで通知をいただいております。従いまして委員総数24名のうち、本日の出席は21名でございますので、会議が成立いたしておりますことをここに御報告申し上げます。

なお、顧問の丸上県会議員におかれましては、公務御多忙の中御出席をいただいております。誠にありがとうございます。

なお、顧問の中村県会議員、それから西村県民局長におかれましては、他の公務がございまして御欠席の連絡をいただいております。御報告をさせていただきます。以上でござ

ざいます。

上田議長 次に、3町合併協議会会議運営規程第4条第2項の規定に基づき、会議録署名委員を指名します。

美方町、上田節郎委員、香住町、中村曉委員を指名いたしますので、よろしくお願いたします。

これより議題に入ります。

(1) 報告事項について、事務局から報告させます。

藤原事務局長 それでは会議資料の1ページをお願いしたいと思います。

香住町、村岡町及び美方町の廃置分合と香美町の属す郡の区域についての兵庫県知事の処分決定並びに総務省告示について。香住町、村岡町及び美方町の廃置分合と香美町の属す郡の区域について、別紙のとおり兵庫県知事の処分決定が平成16年12月17日に行われ、これの届け出を受けて総務省告示が平成17年1月20日に行われたので報告する。平成17年1月26日。3町合併協議会会長、岩槻健。

めくっていただきまして2ページが、今年の12月17日に井戸兵庫県知事から3町の町長それぞれに交付いただきました処分決定書でございます。

それから3ページ、4ページが官報の写しとなっておりますけれども、4ページの方に四角で囲っておりますが、総務省告示第78号で町の廃置分合、それから同じく79号で郡の区域決定の告示の写しということになってございます。以上でございます。

上田議長 報告は終わりました。

この件に関し御質問はございませんか。ございませんか。

〔質疑なし〕

上田議長 質問がないようですので、次の報告をさせます。

事務局長。

藤原事務局長 それでは続きまして5ページをお願いしたいと思います。

新町の特別職等報酬等検討委員会への諮問及びその答申について。新町の特別職等の報酬等の額について、平成16年11月24日に新香美町発足準備町長会会長から新町特別職等報酬等検討委員会へ諮問が行われ、平成16年12月25日に新町特別職等報酬等検討委員会会長から答申があったので報告する。平成17年1月26日報告。3町合併協議会会長、岩槻健。

若干、重複するかもわかりませんが御説明の方をさせていただきたいと思います。新町

の議会議員などの特別職の報酬や、町長などの特別職の給料につきましては、報酬審議会に準じた第三者機関により審議し調整することが、この協議会で確認されておりました。このため第三者機関として、3町の町長が推薦された9人の有識者から成ります新町の特別職等報酬等検討委員会を平成16年11月24日に設立をいたしました。同日、新香美町発足準備町長会会長、岩槻村岡町長でございますけれども、会長から同委員会会長に新町の特別職の報酬等について諮問がなされました。これを受けまして同委員会では、3回にわたる慎重なる協議を重ねていただきまして、同年12月25日に答申がなされたところでございます。

答申の内容につきましては、10ページをご覧いただきたいと思います。10ページに別表ということで答申の内容のものをつけておりますけれども、次の11ページの方には、現況と答申の内容が具体的に比較しておわかりいただけるように3町の特別職の報酬、給料等の明細と、香美町の新しい報酬、それから給料等、載せさせていただいておりますのでご覧をいただきたいと思います。

なお、12ページにはこの委員会の9名の方の名簿を掲載しておりますので、御一読願えればと思っております。以上でございます。

上田議長 報告は終わりました。

この件に関し御質問ございませんか。

谷淵委員。

谷淵委員 村岡町の谷淵です。先程新町の特別職の報酬等が明記されていろいろと出されております。それについて少しだけ御意見を申し上げてみたいと思います。

報酬審議会の委員の皆さんには、大変御苦労さんでしたので、厚く敬意を表しますし、私は本年度の答申は尊重させていただきます。しかし、次年度以後の報酬審議会においては、もう少し配慮願いたいという気持ちがございます。

従前、村岡、美方、香住も財政の立場上、これまでの報酬で来たわけなんです。ところが、たしか10年前から、全国議長会並びに県の議長会の方から首長あてに、議員の報酬については首長の55%が議長、45%が副議長、35%が議員でありますので、できるだけこのようにお願いしたいという文書が10年前からずっと来ております。しかし、私たち3町においては、地域性もあり、またいろいろな立場から、それが財政の立場上からいって低く抑えていたのが私は現状だと思います。

しかしながら、このように3町が広範囲になり、そしてまた、議員の定数が3町で44名が20名になる。そうすると議員の活動する範囲が広いので、どうしてもそれだけ出られました議員の皆さんは御努力されると思います。

そういう点で、昨年度の県下の7町、県下2万以上の町が7町あって、その実績を平均で申し上げますと、議長で45.4、副議長で34.8、議員で31.7でございます。

それらを考えますと、この広範囲の中で、若い方々にやっぱり出ていただける環境をつくる立場においても、私は少し次年度からは考慮願いたいというふうに考えるわけなんです。

因みに見ていただいたらわかりますけど、今審議されております議長においても、あるいは副議長においても、あるいは議員においても、いろいろ数字がなされておりますけど、議員の35というのはかなり違うわけなんです。今、審議会で出されておる答申でいきますと25.9、26%なんです。これは財政が苦しいから合併をする、そのこともよく理解します。しかしながら、出られる方は一杯やっていただけたらと思うし、また次の若い人を育てるというか、若い人が出ていただくという環境からしても、今の25.9、26から少しずつでも、やっぱり若い委員を育てる環境づくりの意味においても、私は次年度は、少しこれらを考慮していただくことの方がいいんだないかというふうに考えます。

先程申し上げましたけど、審議会の答申については尊重させていただきますけど、次年度からそういう意味も十分考慮していただく必要があるなというふうに。これは先程もくどくど申しますけど、全国議長会からも、あるいは兵庫県の議長会からも、先程もパーセンテージはお願いしているのが10年余りしていると思います。その辺について、次年度から御配慮願って、若い方々の環境づくりのためにも、そういうふうをお願いしたいなという感じがいたしております。以上です。

上田議長　じゃあ、意見としてお受けをしておきます。

他に質問ございませんか。いいですね。

〔質疑なし〕

上田議長　質問がないようですので、次の報告をさせます。
事務局長。

藤原事務局長　それでは13ページをお願いしたいと思います。

新町の行政組織についてということでございます。新町の行政組織については、合併協議会で確認された方針に基づき、次のとおり基本的な体制案をまとめたので報告する。平成17年1月26日報告。3町合併協議会会長、岩槻健。

まず、この協議会で確認されました方針でございますが、1番の から 、御説明を割愛させていただきますが、この内容について確認をしていただきました。このことに基づきまして、新町の行政組織について、3人の町長さん方で調整をいただいたところでございます。

その2番で、新町の組織体制について朗読して御説明をさせていただきたいと思っております。新町の組織は部制とし、町長部局を本庁4部、村岡地域局、小代地域局、香住総合病院の7部局とし、議会事務局を含め8部局で構成する。町長部局、議会事務局、教育委員会部

局を合わせて2課2分室とする。本庁機能の一部を分散配置することとし、村岡地域局に農林課、企画課の電算管理係、教育委員会、農業委員会を配置する。教育委員会については、香住分室、小代分室を配置する。部、課は現行を下回る数とし、集約的かつ効率的な行政組織とする。部、課の数でございますけれども、一番下の表に掲げておりますように、現在3町の課長のポストは36でございますけれども、新しい町の部、それから課の合計は32ということになっております。

次に、14ページに3ということで、職員の配置数の関係を書いておりますけれども、各地域において、住民に密着した業務や地域振興施策を推進するため、地域局の職員数は現状の6割程度を配置するとともに、本庁と地域局との十分な連携を図る相互補完、協力体制を構築するというにいたしております、15ページに香美町の行政組織図をつけております。

これによって先程御説明をいたしました、部としては8部局、課は2課2分室ということになっております。特に一番右の方に係ということを書いておりますけれども、大体どの課にどういう業務が含まれているかということが、これによってある程度理解していただけるかなというふうに考えております。

この関係につきましては以上でございます。

上田議長 報告は終わりました。

この件について質問のある方は挙手を願います。

谷淵委員。

谷淵委員 今の件ですが、香美町の行政組織の全般についても質問していいわけですか、その辺のところを。

上田議長 結構です。

谷淵委員 それではまず1点に議会事務局は空白になってます。この議会事務局は、他のところは係、係、係というふうになっておるんですけど、議会事務局は空白になっておりますので、ここのところをどう考えていただいとるでしょうかと申し上げたいことと、その次に、監査委員の事務局は議会事務局が持つというふうになっておると思います。

3町が合併した場合の監査事務局は、かなり3町は異なっているんで、私はこれはかなり重要性を帯びていると思います。特に現況の各町の監査委員の状況を見ますと、大体1年間に30日ほど監査に費やしていると思うんです。ですから、監査委員もこの事務局の中のどういう位置付けてどうするかということと、事務局は部長級あたりですけど、あと空白のところは係長というふうに解釈したらいいんかどうか。そしてまた、監査委員の事務局は大事だなということをおし上げましたのは、住民監査の請求等が出たら、私は大変

業務が複雑になっておりますので、この件についてお考えを伺ってみたいと思います。

上田議長 会長。

岩槻会長 この御質問の第1点は、議会事務局が他の行政組織の中では次長、課長、あるいはそれぞれの係と、こうなっておるわけですが、議会事務局は空白であるという御指摘でございます。そこで考え方といたしまして、では議会事務局に2つの係を設けるとか、そういう発想ではございません。いずれにいたしましても、やはり局長は部長級でございますので、係長という組織上の職席は置かなくてはならない、こういうふうに思っておるところでございます。

特に監査委員事務局ということで、町の組織が大きくなることによって、監査委員の果たす役割、これもこれまでよりも大になるという点で御指摘も受けたわけですが、私どもとすれば、議会事務局の中で通常監査委員の事務局的な仕事もやっておるところでございますので、それを踏襲する考え方を持っております。

今後、さらにそれぞれの係の中に職員を配置していくわけでございますので、御意見のようなところは配慮しながら、何名の職員を、では配置するのかということがあろうかと思いますが、今後、それはどうでしょうか、他町の例を見ますと12月中旬に職員の異動まで公表しておるところもございますししますが、私の町では大体3月初めには、そういう職員の配置も各職員に示さなくてはならないというところで、今、作業を考えておるところでございます。

上田議長 谷淵委員。

谷淵委員 重ねてお願いしたいのは、議会事務局の職員によって、あるいはその職員の動きによって、議員が調査活動したり活動する上において、町の発展に力強いことを感じております。ですから、議会事務局を軽視するとはおっしゃらんでしょうけど、その辺も十分理解していただいて、人員配置については先程申し上げました監査委員事務局も合わせて、慎重にひとつ議員の皆さん方の手足となっていただくような調査だとか、いろんなことができやすいようなことに重ねてお願い申し上げたいと思っております。

上田議長 会長。

岩槻会長 今、地方自治の本旨が首長と、それからお互いが選挙で選ばれる議会議員に付与されておるわけでございますので、3町一つになれば相当な広い面積になりますし、今度は山辺と海辺の何ていまいしょうか、議会活動ということになるわけでございますので、議員の果たす役割というのは、さらにまた違った形で大きな役割があるわけござい

ます。その辺は十分配慮して、今後、職員の配置と、こういうことに当たっていきたいと、こう思うわけでございます。

上田議長 朝倉委員、質問がありましたね。

朝倉委員 美方町の朝倉です。ちょっとこんな表は余り見たことがないものですから、ただ単に教えていただきたいと思うんですけども、この水道事業所があるんですけども、何か、町長、それから助役の間のところから収入役へ行く間の線から水道事業所へ直に線がおりてきてるんでしょうか。

ここに本庁4部で全部合わせて7部局というふうになってるわけですけども、これ見ると水道事業所の位置がちょっと部局の部の方に位置的にあるような感じがしておりまして、ちょっと何か線の引き方だけのことかなと思ったりしておるんです、ちょっとわからないもんですから教えていただきたい。

上田議長 幹事長。

大瀧幹事長 それでは私の方から説明させていただきます。

香住町には、水道事業の中で上水道事業と簡易水道事業といわゆる2つを持っております。美方、村岡の場合には簡易水道事業だけであります。水道事業2つのうちの上水道事業といいますのは、公営企業法によりまして、いわゆる公営企業、小さいながらも公営企業ということで、公営企業法の全面適用ということになっております。

これは組織的に本当にはっきり書こうと思いますと、今のこの組織表の中の監査委員でありますとか、管理選挙委員会でありますとか、そういうところに水道事業管理者というのが出てきて、小さな企業につきましては、町長がその業務を兼ねてもいいということになっておるわけですけども、水道事業管理者があつて、その下に直接、トータルに言えば助役なんかを通さずに水道事業管理者から、いわゆる水道事業のここと言えば課長であるとか、水道事業所長であるとか、権限的な直接そういうことにつながるようになっております。ただ今回の組織の中では建設部の中の方に入れ込んでおりますけども、建設部長にも水道事業のいわゆる組織の中にも加わってもらうということで、便宜上ここに書いておりますけども、制度的にはっきり書こうと思えば欄外に、全然別枠で書くというのが正しい名前で、ちょっと公営企業の関係おわかりにくいかなと思っておりますけども、小さい組織ではありますけども、公営企業法の全面適用ということで、一応独立した組織ということになっておりますので、便宜上こういうふうに書かせていただいております。ちょっとおわかりにくいと思っておりますけども、御理解いただきたいと思っております。

上田議長 朝倉委員、よろしいか。

他に質問ございませんか。

中村委員。

中村（治）委員 美方町の中村です。参考のために一つだけ教えていただきたいんですけども、組織図を見てもみますと8部局、いわゆる部長級が8名、それから課室24ということで課室長が24名ということになるわけですけども、17年4月1日現在見込みの構成3町と申しますか、新香美町の給料表の関係で8級適用が何名いらっしゃるのか。

それともう1点は、7級での課長級職が何名いるのか、これを教えていただきたい。

それともう一つ、できれば香住町の場合にはいわゆる課長級5年経験で8級ということではないように伺っているんですけども、5年を経過してない8級職が何名いらっしゃるのか、この3点について教えていただきたいと思います。

上田議長 事務局長。

藤原事務局長 新町における級別の関係につきましては、部長制度を設けますけれども、今の段階では8級制をとるように考えておりまして、そのように御理解をいただきたいと思ひますし、さらにいろいろ御質問があったわけでございますけれども、今の3町の課長、すべて8級ということではなく、経験年数等の関係もありまして7級の課長さんもおられるわけですが、先程申し上げましたように、現在の課長のポストとしては36ございまして、新町の部、それから課のポストとしては現在のところは32を考えているところでございます。

上田議長 中村委員。

中村（治）委員 そのことはここに書いてますので承知をしております。私が聞きたいのは、現時点でなくて、冒頭申しましたように17年4月1日見込み、いわゆる退職者を除いて新たに課長級経験5年が8級にいくということを見込んでの在職数をもしわかれば教えていただきたいと。

上田議長 会長。

岩槻会長 これ組織の中の人事上のことでございまして、お聞きなされている趣旨はよくわかるわけでございます。しかも各町でいわゆる町村会の準則を皆持たれてやっているわけでございますが、組織が大きなところとかいうようなところで県下でもやっぱりいろいろおとりになってる形もあります。そういうところもございまして、新町になりますと、それにも含めた人事ということを考えていくわけでございまして、きょうここで、何級

が何名とか、そういうところはちょっと御答弁明確に言うことは御容赦いただきたいなというふうに思います。

上田議長 よろしいか。

中村委員。

中村（治）委員 じゃあ、もう1点だけ。4月1日見込みで、いわゆる部・課長を合わせて32のポストがあるわけですけども、これに見込みではきちとはまるのか、はまらないのか、その辺だけお願いしたいと思います。

上田議長 事務局長。

藤原事務局長 現在、課長のポストにある者で17年4月1日現在の数を言いますと5人退職される予定になっておるようでございますので、トータルとしては31でございます。そういうことで新町のポストと比較していただければというふうに考えております。

上田議長 板坂委員。

板坂委員 村岡の板坂でございます。今、先程中村委員からもありましたけども、重複する面があるかと思えますけどお許し願いたいというふうに思います。

今も会長さんから、人事については2月の中旬だとか、職員については3月だということもお述べになられましたけれども、私は今、組織図を出して、以前にもこの組織図の人数を明確にさせていただきたいという質問もさせていただきました。その中で、本庁に大体100人、そこままだははっきりわからないというふうに思うわけですけど、何名、それから村岡地域局に何名、小代地域局に何名というぐらいの予定をされておりますか、この点をお尋ねをしてみたい。

もう一つは、今言う正職員、職員の皆さん方がどうかと。それで現在の嘱託、臨時職の皆さん方はどうかという点を合わせてお尋ねをしてみたいというふうに思います。

上田議長 事務局長、答弁。

藤原事務局長 庁舎のところで小委員会等で職員の数等もいろいろ議論いただいたわけですけども、その際に示させていただいております数が、例えば美方町では25から35人前後、それから村岡町では45人から55人前後、香住町では55人から65人前後というようなことでお示しをさせていただいております、平均的には先程事務組織のところでも最後に職員の数で触れておりましたが、約6割程度の職員が残ることになるんで

はないかというふうに考えております。それから御質問がもう一つございまして、嘱託職員の人数でございますが、一応3町の役場の中だけの勤務を考えてみますと、現状では19名という数字になっております。臨時職員は54名ということになっております。

それから縮小の関係でございますが、これは協議会でも御確認いただきましたように、本庁の恒常的な一般事務補助者、要するに臨時さん。それについては廃止するという考え方をいたしております。

上田議長 板坂委員。

板坂委員 今、お示し願ったわけでございますし、一番最初に局長の方から本庁からもらうか、小代地域局にそれぞれお示し願ったわけです。それは正職員の人数だというふうに理解をさせてもらったらいんじゃないかというふうに思うわけでございますし、嘱託については19名だということで、これらが4月1日以降どうなるのか。

それと今も臨時職というのは、一応4月1日からはもう採用しないんだというような言い方をされましたけれども、やっぱりどういいますか、人事管理でされております総務あたりで、それならきょうまで何年も臨時でといいながらも使用してきた職員の皆さん方を、あしたからもういいんだというようなことではいけないというふうに思うわけですので、1カ月前か何週間か前にはこうだということは言ってあげんとかわいそうだというふうに思うわけですけど、その辺はどのようにお考えになっておられるのか、その辺も合わせてお尋ねをしてみたいというふうに思います。

上田議長 会長、答弁。

岩槻会長 基本的な考え方はこれまで若干ふれたというふうに思っておるわけですが、嘱託職員につきましては、やはり新町になっても嘱託職員として配置していこうと、その職があるから嘱託を置くわけでございますから。しかし臨時職員というのは、事務の繁閑、例えば補助事業を2カ年にわたってやるとか、そういうときにどうしても正職員だけではいけないから臨時的に雇用するということでございますし、通常は臨時職員というのは年間通しての臨時職員でなくて、6カ月、6カ月でやっぱり期間を置いて雇用するということが我々、地公法の中ではそういうことも言われておるわけでございますので、やはりどの町もそういう形でやっておると思います。

そこで臨時職員については、新町の中で時には一応身分はおやめいただくと。これはただ私たちの香美町だけでなく、県下全般を見ましても、合併をしておる町については同様な措置を講じておるわけでございます。ただ長らくお勤め願った方に、今おっしゃるようにその目前になってそういうことを言うということでは、人事管理として適切な措置ではないというふうに思いますから、やっぱり早くそういうことはきちっと理解をいただく

ようにして、気持ちよく御理解いただいて御協力願うというふうにしなくてはならない、
こういうふうにも思っておるところでございます。

上田議長 他に質問ございませんか。

三好委員。

三好委員 村岡町の三好です。今の質問に関連してちょっとお伺いしてみたいと思いま
す。

臨時職員の扱いというものは、先程おっしゃったように臨時的使用ということで、その
ことはよくわかるんですが、現実には各町における臨時職員のあり方、現在の姿というもの
は、職員にかわって事務をとっておられる、従って何年も、あるいは10年ぐらいも臨時
でおられる方も中にはいらっしゃるというふうに思われます。従って、その方は何かとい
ったら、職員にかわって職員の仕事を補佐でなしに担当しとるといような状態も中には
あるのではなからうかというふうに思います。従って、その方を今即切るとということにつ
いては事務に支障があるのではなからうかという感じが実はしてならないわけです。

それからもう1点は、臨時職員といえども何年も使った者を、さっきも言うようにあし
たからというわけにいきませんけども、1カ月や2カ月で、おい、やめてくださいと言
うと、もう既に4月1日合併となって、その臨時職員をやめると、やめさせられたとい
うことになれば、もう既にその方々には通知をしておかなきゃならないというふうに思われま
す。やはり2カ月、3カ月ぐらいの余裕を持って、その方々の転職の道を探してもら
うというのが温情な通常の姿ではなからうかというふうに思われますので、その辺の
現状、どういうふうになっていますか、ちょっとお答えいただきたいと
思います。

上田議長 会長、答弁。

岩槻会長 御意見のほどはそのとおりだというふうに思います。しかし、合併をなぜす
るのかということは、もう御承知のとおりでございます。従って、人事のこと
でございますし、また人にまつわる問題でございますので、やはり丁重に仁義を
尽くす点は尽くさねばいかんというふうに思ってますから、きょうこ
ういう形で行政機構も決まる、そういうことを受けて、そういうことは迅速に
きちんと措置していきたいと、こう思うわけ
でございます。

上田議長 他に質問はございませんか。いいですね。

中村委員。

中村(治)委員 美方町の中村です。嘱託職員の中で同じような職種の嘱託職員で、職

員の給料表を適用している嘱託職員、それから月額何ぼという、言ってみりゃつかみ的な部分での給与の決め方をしてる嘱託職員等、多分あると思うんですけども、その辺の調整についてはどのようにお考えなのか、お聞かせをいただきたい。

上田議長 会長、答弁。

岩槻会長 これは各町によって、あるいは形が内容的に違う場合もあると思います。としながらも、香美町1つでスタートするわけですから、何ていいんでしょうか、それぞれの行政がやってる制度でも、皆統一してるわけですから、殊さら人事の給与に関しては、そういう扱いがばらばらであってはならない、そういう点はきちっとやっぱり統一していくということでございます。

上田議長 他に質問はございませんか。

柴崎議員。

柴崎委員 香住の柴崎でございます。組織図の中の、特に観光のところで産業経済部の観光課でございますが、観光課ということで1つの独立した課を設けていただいている、これは非常にいいことだと思います。ただ、今朝もちょっと観光協会長とも話しておったんですが、それぞれ地域性が非常にあるわけです。いわゆる山間部の方の雪が財産の村岡、美方地域、それから香住町の海の方と。協会のあり方にしても、非常になかなかこれ将来どうあるのがいいのかなというような、いろいろ御心配もあるわけですが、民間のそういうふうな力を活用する手法というんでしょうかね、そのあたり、観光協会の中身はどういうふうにお考えになっているのか、あるいは観光振興係というのと交流係というのがあるんですが、いわゆる字句は違うんですが、概念的にどういうふうに捉えていらっしゃるのか、ここらあたりのもうちょっと詳しい説明をお願いをしたいんですが。それと地域局それぞれに商工観光係というのがあります。それとの連携、そのあたりもう少し突っ込んでちょっと教えていただきたいんですが。

上田議長 藤原副会長、答弁。

藤原委員 副会長の立場で答弁させていただきます。観光は、前から3町の町長でも協議してる中で、これから新町における一番重要な政策課題だというふうな認識をしております。特に海の観光、山の観光、多様な観光をそれぞれ今までどおり特徴を生かした観光振興を図りながら、その連携を図って、さらに一層多くの観光客を誘致するというふうな政策を積極的に進めていく必要がある。従って、この組織の上でも本庁に観光課を独立して、いわゆる海、山、全地域における総合的な観光振興を図ると同時に、それぞれの分

担をする部分につきましては、地域局でかなり大幅にその地域における観光振興は従来の延長線の上でやっていくというふうな形で進めていきたいというふうに考えております。

従って、本庁の観光振興係というのは、そういういわゆる現在の3町のそれぞれの観光振興を伸ばしていきながら、それを束ねていくというふうなことを中心にしながら、新しい観光対策を打ち出していく。観光交流というのは、それぞれの地域との各姉妹都市も含めていろいろな交流をしてる部分もありますので、そういうふうな部分の活動を中心とした係にしようとは僕はそういうような課題を考えております。

今、御質問のように、観光対策はいわゆる官だけでやる話ではなくて、官民一体となって、どちらかという民主導でそれに官が連携を図っていくというふうな形で進めていくべきことですから、観光協会の育成強化というのも従来以上に観光対策の大きな目玉としてやっていく必要があるのではないか。そんなことを一体的に進めていく課として、今までは他の業務と一緒に1つの課でありましたけれども、観光課という独立をして、そこで宣伝をして対応するというふうな組織に持っていく、こんな考え方で観光課の設置を決めておりますので御理解のほどお願いします。

上田議長 柴崎委員。

柴崎委員 大体わかったような感じがするんですが、例えば観光協会あたりもそれぞれ組織のあり方も町によって違いますですね、村岡町の中では、例の八千北の方の皆さんが一つかなり強力なものをおつくりになってるし、町も持ってらっしゃると思います。

香住町の場合も産業団体と民間と両方が入って組織しておりますし、あり方が基本的に違うわけありますので、そのあたりを温存しながら協力を図るという形になるんだろうと思うんですけども、最前線でやってる皆さんがイメージとしてもう少しちょっとわかりにくいなと、どういうふうな方向付けなのか、もうちょっと教えてほしいなということをおっしゃるわけでありまして、私も返答に困ったんですが、そのあたりのところが、質問の中身が、ちょっといいかげんなんですけども、協会のあり方、つまり民間の能力の引き出し方、そのあたりをちょっと教えてほしいんですけども。

上田議長 藤原副会長。

藤原委員 これは新しい町の政策の問題だと思いますけれども、基本的に考えますのは先程言いましたように、それぞれの地域の特色を生かした観光対策をより一層強化するという考え方をとっておりますので、観光協会のいろんな組織というのがそれなりに積み重なって現在の形があると思いますから、それを合併をしたから画一化するとか、大きく軌道変更するというふうなものではないというふうに思います。現在の体制をどうしてより強化していくか、それぞれの地域が地域の観光関係の皆さん方が積極的にお考えをいただ

く、それを行政はサポートし、いろいろな助言をしながら誘導していくという方向で持っていくべきじゃないかなというように思います。

結論からいいますと、ですから合併をしたから観光協会のありようが大きく変わるということでなくて、今のをベースにしながら、さらに強化をしてもらうように働きかけていく、そういうふうな行政方向に行くべきではないかというふうに思います。

上田議長 よろしいか。

他にございませんか。

三好委員。

三好委員 村岡の三好です。もう1点、お聞きをしてみたいと思います。

課の組織の中で、特に合併協の中で農林関係について村岡にくしくも拠点を置くんだというふうなことで、農林課でこれは村岡地域局というふうに書いてございます。この農林課のいわゆる組織のどういうんでしょうか、扱いというんでしょうか、そういったものが他の課と同等の課の設置体制になるのか。

それからもう一つは、各地域局にそれぞれ農林係というものがあるわけですが、その地域局の農林係というものの、いわゆる上部団体は農林課で処理するのか。そうなりますとその場合には産業経済課ですか、そういう産業経済部という部長がその上に座っとるんですが、これとの各課長との中間的な役割も合わせて農林課というものの分掌はあるのかどうかということですけど、ちょっとわかりにくい質問かもわかりませんが、そういった点でこの農林課では各地域局の農林係を掌握するのかどうかということなんです。それで、そうすると他の課よりもさらなる業務の責任が重い立場になるということになりますと、極端に申し上げますと、部長の下の次長とかというようなことになるのかどうか。そういうふうなお考えが検討されるのか、ちょっと聞いてみたいと思いますけど。

上田議長 藤原副会長。

藤原委員 単純に考えていただいて、本庁に置く産業経済部の3つの課のうち農林課の場所が村岡庁舎にあるというふうに理解をしていただければまず結構です。どの課も本庁と地域局との関係は、現地解決型で地域局に大幅な権限移譲しますから、農林行政以外の福祉行政にしる建設行政にしる、ある程度いいですか、現地でやるべきことは現地に任せてそれぞれの地域局で行います。従って、農林課のことも村岡庁舎に本庁課がありますけども、ですから村岡は本庁業務と地域局業務とを村岡でやります。美方、香住はそれぞれここにも農林関係の係を置いとりますけれども、地域局で行うものはやりますから、本庁と地域局という関係では同じことです。

そういう中で、農林行政のウエートも村岡、美方地域を含めて大きいということから、

単に課長職、これは職制の問題ですけども、課長職を置くのか、もう少し場所も離れておりますから、ある程度のことは部長と相談をせずでもできるような次長の職を置くかということについて、町長会でも協議をしております、今のところ次長職を、これは専任ではなくて次長兼課長という格好で、権限としては課長よりも少し大きな権限を持つ課長を村岡に置いて農林行政をやってもらう、そういう考え方を持っておるところでございます。

上田議長 よろしいね。
他にございませんか。

〔質疑なし〕

上田議長 ないようですので、この件についての質問を終わりたいと思います。
協議の途中ですが、私の時計がちょうど2時半ですので、45分まで暫時休憩します。

〔休憩〕

上田議長 時間が来ましたので休憩前に引き続き会議を再開します。
次の報告を受けます。
事務局長。

藤原事務局長 それでは16ページをお願いいたします。

新町の町章の募集についてということでございます。新町において町章を作成するため、合併前に新町の町章の募集を行うこととしたので報告する。平成17年1月26日。3町合併協議会会長、岩槻健。

若干の御説明をさせていただきたいと思っております。町章の取扱いにつきましては、新町において検討することが協議会で確認されております。しかし、新町のシンボルマークであります町章は、できるだけ早く制定することが望ましいというふうを考えておりました、町長会で検討された結果、別紙のとおり合併までに募集いたしまして、新町長誕生後に決定することが決まりましたので御報告をさせていただきます。

なお、現在考えておりますスケジュールといたしましては、17ページに用意しておりますのでご覧いただきたいと思っております。今月中に募集要項の作成をいたしたいというふうに思っております。それから2月から3月にかけて公募いたしまして、新年度4月早々に選定委員会なるものを設け、5月の新町長誕生後に決定していただきたいというふうなことでスケジュールを考えております。事務局といたしましては、このスケジュールに沿った形で作業を進めてまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

上田議長 報告が終わりましたので、この件について質問を受けたいと思います。質問はございませんか。

〔質疑なし〕

上田議長 質問がないようですので、以上でこの件の質問を打ち切ります。
次の報告を受けます。
事務局長。

藤原事務局長 それでは別冊の方のA3の大きい綴りをちょっとご覧いただきたいと思っています。

各種事務事業の取扱いについてということでございます。各種事務事業の取扱いのうち、消防団の取扱い、環境関係事務事業の取扱い、保健医療関係事務事業の取扱い、福祉関係事務事業の取扱い、農林水産関係事務事業の取扱い、商工観光関係事務事業の取扱い、建設関係事務事業の取扱い、水道・下水道関係事務事業の取扱い、社会教育関係事務事業の取扱いについて、別紙のとおり調整したので報告する。平成17年1月26日報告。3町合併協議会会長、岩槻健。

若干の御説明をさせていただきたいと思います。各種事務事業の調整項目、これは最終的には1,025件を数えております。その中でも合併時の調整が必要な項目について、今日まで町長会での調整を終えていただいたところでございます。大体、町長会で調整していただいた数が約90%、900件余りの項目について、会長の御挨拶にもありましたように、時には深夜まで及ぶこともございました。本日はその中から、単に事務的なものを除きまして、特に行政サービスの中でも住民負担を伴う等、住民に密接に関わりがあると思われるものを中心にその調整結果を御報告させていただきたいと思います。それでは座って説明をさせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

まず消防団の取扱いでございますが、1表が現行の各町の消防団の内容でございます。それから2ページが新しい香美町の消防団の組織図ということになっております。

調整方針といたしましては、1ページに書いてございますが、合併時に1消防団に再編するという確認をいただいております。結果的には2ページの組織表にございますように支団制を導入しまして、3町の消防団を支団と位置付けて、3支団、36分団の組織にしております。

次に団員報酬、出動手当の関係でございますが、3ページの右から2番目の調整方針の内容に書いてございますように、協議会で確認されました内容は、報酬及び出動手当等は現行における3町の支給総額を上回らない範囲内において調整するということになっております。

結果的には団員報酬につきましては3町差異がございますので、激変緩和措置を講じま

して2年で統一するという調整になっております。ここで御訂正をいただきたいと思えますけれども、それぞれの町の団長の平成17年度の報酬の額は、いずれも10万円に御訂正をお願いいたしたいと思えます。副団長以下につきましては、2年目に統一ということで考えておりますけれども、団長につきましては、合併年度から一応10万円ということにいたしております。これは美方、村岡町の場合ですと、若干の引き上げということになります。香住町の場合でいいますと引き下げということになりますけれども、団長については10万円を合併年時に統一するという考え方をいたしております。

それから出動手当の関係でございますけれども、3ページに戻っていただきたいと思えますが、右の下の方に調整方針を掲げております。左の3町の現状をご覧いただきたいと思えますけれども、香住町が分団交付金ということで団に対しての運営費を出しておりますけれども、新町では出動手当という内容で分団運営費を支出する調整をしております。出動手当の支給基準といたしましては、水火災出動、警戒出動、訓練、行事、いずれも1回1人1,500円というこの基準によって、新香美町の消防団の分団運営を考えております。

消防団の関係の取扱いについては以上でございます。

上田議長 以上で報告が終わりました。

質問を受けたいと思えます。質問はございませんか。いいですね。

〔質疑なし〕

上田議長 質問はないようですので、次の報告に移ります。

事務局長。

藤原事務局長 それでは次に5ページをお願いいたします。

環境関係のまずごみ収集業務について御説明をさせていただきます。調整方針は合併後に再編するということになっておりますけれども、この事務の内容を考えますと、合併と同時にスタートする内容ですので、17年度から統一することにいたしております。分別及び収集回数は、特に村岡町域につきましては、PTA等が積極的に取り組んでおられます資源ごみの回収、これについては収集実施はしないということにしております。村岡地域はPTA等の団体で現在やっておられますそれを新町になってもお願いするということで、香住地域、美方地域で収集するということにいたしております。

それから資源ごみの回収奨励金交付事業でございます。これにつきましても、協議会の確認は合併時に再編するという内容でございましたが、資源ごみの集団回収を行います区でありますとか、婦人会、PTA等、団体登録した団体に奨励交付金を考えておまして、奨励金の額につきましては、 の新聞から のアルミニウムまで書いてありますように、

それぞれその記載の単価で交付金を出ささせていただきたいというふうに考えております。
環境関係につきましては以上でございます。

上田議長 報告が終わりましたので質問を受けたいと思います。質問はございませんか。
いいですね。

〔質疑なし〕

上田議長 質問がないようですので、次の報告を求めます。
事務局長。

藤原事務局長 それでは6ページの保健医療関係をお願いしたいと思います。

協議会での調整の確認は合併時に再編するということになっておりまして、左に3町の現状、一番右端に最終調整の内容を書いておりますけれども、この中では特にインフルエンザを除きまして、すべて自己負担はなしということにいたしております。まず6ページの下から2段目の麻疹予防接種でございますとか、その下の風疹予防接種は、村岡町でいずれも自己負担を現在いただいておりますけれども、新町では自己負担はなしということにいたしております。

7ページをご覧になってもわかりませんが、上から二種混合ワクチン、三種混合ワクチン、日本脳炎、これにつきましても村岡町ではこれまで自己負担額がございましたが、新町では自己負担額はゼロというふうに考えております。一番下のインフルエンザ、現在3町でそれぞれ1,100円ですとか、2,000円の自己負担をいただいておりますけれども、これにつきましては、新町でも2,000円いただくということで調整をさせていただきます。

次に診療所手数料、使用料の関係で、8ページをご覧いただきたいと思います。この中で今回の調整の御説明は、自動車使用料を合併時に再編するという確認をいただいておりますので、その辺の御説明をさせていただきます。8ページの右下の方に自動車使用料ということで書いてありますが、2キロメートル以内を300円としまして、1キロまたはその端数を増すごとに100円を加算した額といたしております。ただ、65歳以上の方につきましては、加算分につきましては2分の1の50円ということにさせていただきます。

以上で保健医療関係の御説明を終わらせていただきます。

上田議長 報告が終わりましたので質問をお受けしたいと思います。質問はございませんか。いいですね。

〔質疑なし〕

上田議長 質問がないようですので次の報告を求めます。
事務局長。

藤原事務局長 それでは9ページの福祉関係の御説明をさせていただきたいと思います。保育料の関係でございますが、協議会の確認の内容は村岡町の例を基準として合併時に再編するという確認をいただいております。

政策的に保育料の設定を低く抑えている村岡町の例を基準といたしまして、新町でもやはり少子化対策を積極的に進めていくというような考えもございますし、そういった考え方を引き継ぐことにいたしております。その中でも3歳以上児の関係につきましては、村岡町より香住町の保育料が若干下回る状況でございますので、この3歳以上児の5階層、6階層、7階層については、香住町の保育料を一応基本にしまして、最終的には村岡町と香住町の保育料を基に調整をさせていただいております。結果的には3町で一番低い保育料を採用したという内容になるかというふうに考えております。

それから10ページをご覧くださいと思います。一時保育事業の関係でございます。この関係につきましては、村岡町、香住町の制度を基に調整し、合併時に再編するという確認をいただいております。

現在3町の中では年齢による料金設定をしている町もございますけれども、新町では一本にした料金設定にしております。保育料については1日2,000円、半日、給食ありの場合が1,300円、半日、給食なしの場合が1,000円、それから運営費といたしまして、町からその一時保育の実施しているところには1人つき1日4,000円、以下2,600円、2,000円という運営費の助成を考えております。

次に11ページの福祉医療関係でございます。ここでの調整方針は、町単独事業の福祉医療費助成事業のうち、乳幼児医療費助成事業については、現行の村岡町の制度を基に新町において新たに助成制度を設けるという確認をいただいているところでございます。町単独の福祉医療費の助成につきましては、そのほとんど廃止しておるわけでございますけれども、少子化対策の積極的な取り組みの一環といたしまして、乳幼児医療費の助成事業を3町に拡大することにいたしております。なお、その対象者は、町内に住所を有し、5歳の誕生日の属する月の末日を経過していない者として、その子供を対象に支給を考えております。

それから次に12ページの関係でございますが、長寿祝い金の関係でございます。合併時に再編するという確認をいただいております。

香美町での方針といたしましては、支給対象及び支給額は右の欄に書いてございますように、満77歳、88歳、100歳の方にそれぞれ5,000円、1万円、10万円を支給することにいたしております。なお、最高齢者、最高齢者夫婦の皆さんには、花束の贈

呈を考えております。支給要件はそこに書いてございますとおりでございます。

次に13ページをお願いいたします。介護予防事業でございます。協議会での確認は合併時に再編するというようになっております。まず外出支援サービス事業でございますが、対象者、利用料それぞれ記しておりますけれども、概ね65歳以上の高齢者であって一般の交通機関の利用が困難な者ということで、 に書いてございますし、 にも下肢不自由な者ということにいたしております、基本料金300円ということにいたしております。

それから次の軽度生活支援事業につきましては、これまで2町が実施してきたわけでございますけれども、新町は3町拡大する中で実施していきたいというふうに考えております。

一番下の寝具類等洗濯乾燥消毒サービス事業、これについては、介護の中では村岡町だけが実施しております。香住町では介護予防事業としてはございませんが、別の形で実施しておりますけれども、新町では介護予防の事業の中で実施していきたいというふうに考えております。

それから14ページの訪問理美容サービス事業については廃止を考えております。

それからその下の生きがい活動支援事業でございます。この中には、現行でも制度としてございますのが、転倒骨折予防教室ですとか、痴呆予防・介護教室、それから5番の高齢者食生活改善教室等がございますけれども、これまでの制度以上に内容を充実したものを考えておまして、例えば3に上げております日常生活関連動作訓練事業、4番の足指・爪のケアに関する事業、それから15ページに掲げております筋力トレーニング事業等、内容の充実を図って、香美町では介護予防事業に取り組んでいきたいというふうに考えております。

それから16ページの関係でございますけれども、これにつきましては、まず生きがい活動支援通所事業でございます。これにつきましては合併時に再編するというようなことで確認をいただいておりますようなことも先程申し上げましたが、現在3町が取り組んでおります内容をほとんど同じような形で新町でも取り組んでいきたいというふうに考えております。

それから食の自立支援事業につきましても、若干個人の負担する利用料の関係の違いがございますけれども、新町でも取り組んでいきたいと。美方町では副食の場合400円、主食と副食の場合は500円ということで、3町ではそれぞれ単価が異なりますけれども、この利用でさらに実施を進めていきたいというふうに考えております。

福祉関係の説明につきましては以上でございます。

上田議長 以上で報告が終わりましたので、これについて質問を受けたいと思います。質問はございませんか。

三好委員。

三好委員 福祉関係について、ちょっとお尋ねしてみたいと思います。

町村合併は当然ですけれども、それと合わせて社会福祉協議会の合併という段階でそれぞれ手続をし、4月1日を目指して協議がなされておるわけなんです。聞きますと、やっぱり協議会も現在の各町の職員が減員になるというふうに聞いておるわけです。といいますのが、やはり本部が1カ所が変わり、各そういう他のところについては、それぞれの事務を従来どおりこなしていくといいながらも、職員数を減らさなければいけないというようなことをお聞きしとるわけです。

従って、今回ここに出ております事業、そういうものにつきましては、社会福祉協議会に委託するというものがたくさん出てまいっております。これについて社会福祉協議会との協議がなされた上でのこういった事業の委託なのか、従来からこうやっておるからしてこうだというふうな形で、惰性的にここに羅列されておるのかという点なんです。

それで、例えば村岡の例を聞きますと、現在職員が6名おりますが、今度は合併しますと2人は本部の方に出なきゃならないと。従って4人体制でということになってきますので、なかなか従来どおりの業務が、あるいは事業がそれぞれこなすことが大変だというふうに聞いておりますので、それらの関係について町との協議がなされてこういうふうな字句が上がっておるのかということをお聞きしたいと思います。

上田議長 専門部会長、答弁。

田淵専門部会長 それでは社協の事務の関係につきましての調整ができておるかということでございますけども、私ども福祉の専門部会の課長3名と、それから社協の担当の事務局長、それから社協に合併協という事務局があるわけですけども、そこにいる職員と何度か調整する中での今回の合併協議のここに報告をさせていただいた事項ですので、御理解をいただきたいというふうに思います。

上田議長 三好委員、よろしいか。

三好委員 よろしい。

上田議長 他に質問ございませんか。いいですね。

〔質疑なし〕

上田議長 質問がないようですので、次の報告を受けます。
事務局長。

藤原事務局長 それでは17ページをお願いいたします。

農林水産関係のまず土地改良受益者負担の関係でございます。ここでの協議会の調整方針は、現行の3町の制度を基に調整し、合併時に再編するということになっておりまして、対象事業については別紙のとおり国県の補助があるものとしたしまして、採択要件も国県の基準に準ずるということにいたしております。

まず中山間地域総合整備事業の一般型の関係でございます。従来、特に農業生産基盤整備につきましては、3町で10%から20%の受益者負担をいただいておりますが、新町では20%ということで調整をさせていただいております。次の生活環境基盤整備につきましては、これも30%から41%の受益者の負担であったわけでございますけれども、新町では41%以内ということにさせていただいております。交流基盤整備につきましては、現在3町41%ということにいたしております。これにつきましては、新町では41%以内ということにさせていただいております。以下、団体営事業につきましても、新町の受益者負担の率を現行と同じ20%ということにさせていただいております。

次の19ページをお願いしたいと思います。土地改良の町単補助の関係でございます。これにつきましても、調整方針は3町の制度を基に調整し、合併時に再編するということになっておりまして、別紙ということで20ページをご覧いただきたいと思います。

これにつきましても現在、農道、農道橋、かんがい排水路等、3町では50%から60%ということで補助をいたしておりますけれども、新町では55%以内ということにさせていただいておりますし、農林道補修用原材料、それから小災害復旧事業につきましては書いてございますように90%以内、50%以内、65%以内ということにいたしております。特に、町単独の小災害、40万円未満のものにつきましては、廃止の方向で協議会の確認をいただいております。しかしながら、そういったものの救済措置といたしまして、地元が主体なった場合には補助制度を設けていきたいということで、農地の場合は50%以内、施設の場合は65%以内ということで考えております。

それから21ページの農地等の災害復旧の関係でございます。協議会の確認は美方町、村岡町の制度を基に合併時に再編しということになっております。これにつきましては国の基準どおりということにいたしております。対象事業あるいは受益者負担については国に準じた形で実施していきたいというふうに考えております。

22ページの林道振興補助の関係でございます。これにつきましても合併協議会での確認は現行の3町の制度を基に調整し、合併時に再編するということにいたしております。右の方に書いてございますが、例えばの普通作業道の開設の場合ですと、補助の要件は幅員が2メートルから3メートル、補助率は事業費の10%ということにいたしております。以下ということで、それぞれ対象事業、補助の要件、補助率をお示しさせていただいております。

次に23ページの林業用施設等災害復旧の関係でございます。調整方針は美方町、村岡町の制度を基に合併時に再編しということになっておりますけれども、調整の結果は、受

益者負担は徴しないというふうに考えております。

それから24ページの治山受益者負担のところをご覧いただきたいと思います。合併協の確認の内容は、香住町の例により合併時に再編するということにいたしております、新町の調整方針といたしましては、香住町と全く同じの制度を考えております。

次に25ページの有害鳥獣防止対策事業でございます。調整方針は美方町、村岡町の制度を基に調整し、合併時に再編するということにいたしております。現在3町では、それぞれ美方町が50%以内、村岡町が2分の1以内、それから香住町の場合は、補助率がそれぞれ事業種別に分かれておるわけでございますけれども、新町の方針といたしましては、基準金額、要するに基準単価を設けまして補助の率も2分の1以内ということで統一をさせていただきます。

別記ということで、下欄の表がございますが、それぞれの項目ごとに基準単価を設けまして、その2分の1以内の範囲で助成をしていきたいというふうに考えております。

以上で農林関係の調整の御報告をさせていただきます。

上田議長 報告が終わりましたので、この件についての質問を受けたいと思います。
井上委員。

井上(秀)委員 美方の井上でございます。18ページ、17ページの件だけど、土地改良事業受益者負担金調整案というのでございますけど、合併しても山側と海側との差も大変あって、美方なんか、今までは受益者の分担率が10%程度でもなかなか事業ができないというようなことでありましたし、山道というのは特に険しい、そういうところをなかなか曲がり曲がって事業をするというようなので、非常に負担が多くかかるので10%でも本当に村としてもなかなか、農道でもつけてもらいたいけどできないというような状態であるにもかかわらず、4倍の41%。こんなことだったら、もう本当にやろうということを全然と言っていいほどできないんじゃないかと思うんでね、こういう点、本当に山村の僻地のことを考えて、これ調整案しとるのか。こういうとこを香住の一般型の分に調整して合わせるということ、最もこれももう考えれんようなことだと思ふんで、こういう土地改良とか、そういう観点については、特に低い方にできるだけ調整するというのが私は趣旨だと思うんでね、そういうところをどう見てるのか。ただパーセントようけとったら、そりゃまあ町としたらいいかわかりませんが、本当に集落の利益の上がない町々、村々は大変だと思うんでね、やっぱりできるだけ利用してその制度を使っただくというのが、私は本当の趣旨だと思うんで、この4倍もというようなこと、どういうところから出てきたのか。香住に合わせただけでは、私はもう大変だと思うんだけど、どういう考えしておったのか、この土地改良の関係の課長方、答弁願います。

上田議長 専門部会長。

藤村専門部会長 それではお答えさせていただきたいと思います。

現在の調整案で中山間の総合整備事業、一般型ということで18ページの方に調整案を出させていただいております。これにつきましては、中山間の整備事業につきまして、美方、村岡につきましては17ページの上の方に書いてあるとおり、広域型というものを取り組んでおります。この広域型の受益者の分担率を見ていただいたらわかりますように、5%という低い金額で行っているわけです。一般型につきましては、美方については15年度で事業は終了しております。村岡については制度がございません。現在、一般型を取り組んでいるのが香住町だけということになりまして、香住町につきましても19年度で事業が終了するという予定になっております。

右側の18ページの方に書いてあります調整案につきましては、これは一般型の調整案でございますので、現在、事業実施をしている香住町の例により調整をしてるということで、17年度につきましては、広域型の事業は引き続き現在各町の受益者負担率のままでいくというふうな詳細になっております。以上です。

上田議長 よろしいか。

井上委員。

井上(秀)委員 いや、残事業が残つとるというだけで、それに合わせるということになしに、いずれまたする場合もあるし、要望もしたい、そういうことがあるんだからね、その残ったところに、ただ残事業だけに合わせてそのまんま残すというのだったら私はおかしいと思うので、だから前の考えのものも含めて計上していくべきだと私は思います。ただ事業が済んだからその部分は除いて、今残ってる香住の分だけをここに書く、そういう式だからおかしいんで、済んどっても済まなんでも前からのあるものはそういうルートで、たとえ今後申請して発注しようと思う場合もそういうのにのっとってする。事業としたらこういう補助率ですよというのがいついつまでも残るような体制を私はしておくべきだと思つとるんだけど、それは新たにそのときはまた検討するというんですか、そういう点。本当にこんなことだったら、これはとても4割持ったら大変だということで、今度他のをしてみようというところができんじゃないかと思うんで、そういう点、やっぱりわからない人が見てもすぐ納得いくというような線を出していただいたらと思つとったんだけど、その点。

上田議長 上田副会長。

上田(節)委員 美方町の上田でございます。今の件でございますが、特にワンダフル、広域型と申しますのは、美方、村岡、温泉町、3町で行っておる中山間事業でございます。

この事業を起こすにおきまして、特に過疎債をつけるということで、補助率を上げてすぐ円滑に実施できるように補助残について過疎債をつけるから5%ぐらいに抑えろということがあったわけございまして、その関係で一般型も本来20%の負担を10%に上げて実施をしたわけでございます。

そういう事情からしまして、このワンダフル、広域型の事業につきましては、平成17年度で終わっていきます。そういう特殊な事情があって補助率を上げております。今、香住町の例によって20%調整がされておるわけございまして、今までの補助から考えてみますと、20%が最小の負担になるということございまして、今、補助率がどんどん下がる時代になっております。そういう中にありまして、この調整案は従来どおりに戻していったということございまして、特に今、率を下げたというものではないわけございまして、この点は御理解お願いしたいと思っております。

上田議長 井上委員。

井上(秀)委員 上田町長の今の答弁で大体よくわかったんだけど、それだったら、この説明のときにそのことをちゃんと言ってくれなわからんだないですか。それ言わんとって自分たちだけ知って、皆さんがわかりやすい説明をしないと、皆さんどうですかということ聞かんと、そんなもんあんた、自分だけ知って、他の委員さん、わからへんがな、内容は。だからその変わった内容はここで教えて、そして皆さんどうですか、この計画をしたら変わらな点はこうこうこうで変わったしという説明をした後で、皆さんどうだということ聞かなんたら、自分だけわかって説明したって困るだないかいな、そういう点をよろしく頼みます。

上田議長 提案として、提言としてお聞きしておきたいと思っております。

質問を受けたいと思っております。

石垣委員。

石垣委員 村岡の石垣です。今の中山間ですけども、美方と村岡、温泉の広域型のやつは17年度で終わるわけにして、そうなりますと調整案のどこへ何か一言、村岡、美方、広域型は従前どおりということをお一つ書かんでもええんですか。何か書かなんたらちょっとおかしいなと思えますね。

それともう一つ。24ページにつきましては、本会議のもう既に前に治山事業に係る受益者負担金は、香住町の例により合併時に再編するというので、今さら何を言っとるんだという話になるかと思うんですが、例えば県の補助事業、町営で行います林地崩壊防止事業と県単独補助治山事業、これが事業費の10%、それで公共施設、町道等がある場合は2.5%ということになっとるんですが、それと次に、まだ先に入りますけども、建

設省関係の急傾斜の場合が29ページ、先に行きますが急傾斜の県単独の事業と県単の林地崩壊、人家裏、同じ補助対象になると思うんです。それで県単治山の場合には1戸でも対象になるということにはなっていて、かなり弾力的に運用ができるわけですし、村岡、美方は今まで制度的になかったと、県の治山課の方はできるだけこの制度がそれぞれの町でやっぱし設けてほしいなという、いざいうときにということでした経過があるんですけども、まず保全対象、人命にかかわるものは、これ補助率が同じ補助率に、負担率といいますが、ならんのかなというふうな思いをちょっとしとるんです。

もう既に香住町の例によるという方針が決まっているのもちょっと問題があるかと思うんですけども、やっぱし人家裏の防災事業ですので、これは急傾斜の公共はかなり広いエリアでしますけども、急傾斜の県単は保全対象が小さいもの、公共にならんものが県単の急傾斜で対応すると。もちろんその場合急傾斜指定をせないかんわけですけども、いろんな面で急を急ぐ場合で急傾斜指定がちょっと無理だなというときには県単治山で対応せざるを得ん場合が出てこようと思うんです。そうした場合に負担率は、この辺はやっぱし統一した方が、必要があるのと違うのかなというような思いをしとりますので、意見として出させていただきます。以上です。

上田議長 上田副会長。

上田(節)委員 美方町の上田です。今、県単の急傾斜崩壊事業の負担の話が出てまいっております。この件につきましては、村岡町、美方町、現在も制度はないわけですが、以前は実際に工事をしております。ただし負担金につきましては、工事の残を個人が全額負担しておったわけですが、今、協定されております30%以上の負担をしておったわけですが、香住町さんにこの制度がありまして、それではやっぱり受益者の負担が少なくなる香住町の案でもって調整しようかということで、30%の負担にしたわけですが、受益者にとりましては以前よりは有利になったかなと、村岡、美方の2町にとりましてはやりやすくなったような感じを思っておるわけですが、御理解お願いしたいと思います。

上田議長 石垣委員。

石垣委員 私の思い違いかもしれませんが、村岡の場合は昔、前にあった時分には受益者負担なしだったと思います。急傾斜も10%ということになっておりましたけども、急傾斜も個人負担なしで今ずっとやっていますので、村岡の場合も県単治山制度がされたこの時分にも、急傾斜と同じように受益者負担なしで人命救助という形でやってきた経過があると思いますよ。

上田議長 会長。

岩槻会長 聞かせていただいております、個々に捉えればいろいろ従前の例で低くなっておるところもある。しかし、では町独自で今後残ってどうなるのかと云ったら、全般はもう各町が見直ししないと財政がそこまでついて回らないわけです。従って、一番まとめやすいのは、低い負担率に合わせればこれは文句なしでもう皆さんからは賛成していただけるのですが、これ全般的なこの香美町になっての財政運営やら考えますと、時によれば負担増になる制度もあると。既に高い制度でおやりになっておる町もある。どこに持って行くのかということで、皆、専門部会や苦労しておるわけでございますので、物によれば今言う負担なしのものが15%になる町もあるというところがあると思いますが、是非その辺は御理解いただきたいと、私自身は全般見て思いますので、極端なことは決してやってないというふうに思っておるわけでございますから、是非御理解願いたいというふうに思います。

上田議長 ございますか。

石垣委員。

石垣委員 再度申し上げますけど、いや、高いからこうせ、低いからこうせということできなしに、保全対象が同じ形でないと、同じ率にした方がええと違うかという意見を出させていただいたということで、何も2.5%に変えよということじゃないんです。それだけの話です。

上田議長 中村委員。

中村(治)委員 美方町の中村です。石垣委員の質問に対して、私もちょっと気になってまして、まだ答弁いただいてないと思うんですけども、17ページの中山間地域総合整備事業、これの調整方針に、ただし合併時に事業実施中のものについては従前の例によるということで、広域型、いわゆる美方、村岡、温泉町のワンダフルにつきましては17年度まで事業があるわけでございます。それから香住町の場合には19年度まで事業があるわけございまして、その調整案ですけども、ここに一般型のみが記載されていると。ここの調整方針の事業実施中のものについては従前の例によるということであれば、書いてもよし書かなくてもいいとは思いますが、広域型も、それから一般型もどちらかに調整案としては統一していただく方がわかりやすいんじゃないかというふうに思うわけですけども、いかがなものでございましょう。

上田議長 事務局長、答弁。

藤原事務局長 大変失礼いたしました。今、中村委員、おっしゃいますように、広域型もまだ継続中といたしますか、事業が続いておりますので、18ページの調整案に広域型の2町のこの受益者負担率等の関係も掲載したいと思っておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

上田議長 よろしいね。

他に質問を受けたいと思っております。質問はよろしいか。

〔質疑なし〕

上田議長 ないようですので次の報告を受けたいと思っております。
事務局長。

藤原事務局長 それでは27ページの商工観光関係をお願いいたします。

中小企業振興資金融資制度の関係でございます。現在3町で同じような取り組みをいたしておるわけでございますけれども、調整方針といたしましては香住町の例により合併時に統一するということになっておりまして、最終の調整案は一番右の欄に書いてありますように、すべて香住町の例によるということにしておりますが、特に預託額のところにつきましては、現在の3町の預託額の合計が2億1,000万円ございまして、その範囲内で預託を行うと。ただし各金融機関への配分は、金融機関と調整していきたいというふうに考えております。

それから預託の方法につきましても香住町の例によって預託をすることにいたしております。なお、金融機関につきましては町内のすべての金融機関でございますが、郵便局は除く金融機関ということにいたしております。当然、融資目標、協調融資といたしまして、預託の何倍かの原資をもって融資をしていただくわけでございますけれども、その協調融資を何倍にするかというようなことや利率については、当然のことながら金融機関と協議をして決めていきたいというふうに考えております。以上でございます。

上田議長 以上で報告が終わりましたので、質問を受けたいと思っております。質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

上田議長 質問がないようですので次の報告を求めます。
事務局長。

藤原事務局長 それでは、28ページをご覧いただきたいと思います。

建設関係の町道新設改良等受益者負担のところでございます。ここの調整方針といたしましては、香住町の制度を基に調整し合併時に再編するという確認をいただいております。なお、町道等の受益者負担金、それから消雪工事に係ります受益者負担金については別紙のとおりということで、31ページをご覧いただきたいと思います。

例えば現在3町の状況でございますが、1級町道につきましては受益者負担金の場合、美方町、香住町は0%、村岡町が5%ということにいたしております。新町の調整案では一応0%ということで負担は考えておりません。2級町道になりますと、香住町が0%、村岡町が5ないし10%、美方町が20%以内ということになっておりますけれども、新町の場合、1級と同様に受益者負担は考えておりません。なお、香住町は3級町道のみ受益者負担金があるわけでございますけれども、この新町の場合で見ますと3級町道の特に集落外、それからその上の集落内でも3メートル未満の道路については10%、20%のそれぞれ受益者負担をお願いしたいというような調整を出させていただいております。

なお、消雪工事の関係につきましては、右のページでございますように、香住町の例によりましてそれぞれ特定区間、1、2級、集落間ということで、建設費、維持費等の受益者負担率を掲げさせていただいております。

それから急傾斜地の関係でございますけれども、現在、美方町、村岡町には急傾斜地崩壊対策事業の受益者負担金制度はございませんけれども、類似します治山事業と同様に応分の負担を求めたいというような方向で、香住町の例によることといたしまして、特に一般の場合のその他、県認定事業の場合は2.5%、それから県単独の県認定事業で2.5%の受益者負担率を考えております。

それから除雪機購入補助制度、32ページでございます。現在、2町でこの制度があるわけでございますが、調整方針としましては現行のとおり新町に引き継ぎ、補助内容は合併時に統一するというようにいたしまして、右の欄に調整方針を掲げております。

まず、補助対象といたしましてはロータリー式のもの、それから2番目にエンジンの出力は25馬力以下と、それから3番に更新に係る場合は購入後8年を経過後に更新ということにいたしております。

補助基準については補助対象事業費の40%ということで、補助対象事業費を20%限度ということにいたしております。ただし、補助対象事業費に対します補助残額が1世帯につき次に定める額を乗じて得た額を上回る場合には、その上回る額を補助金に上積みするというように、1万円掛ける80分の対象事業費ということにいたしております。少なくとも小さい部落であっても、1戸当たり2万5,000円を限度としてこの除雪機が購入できるような補助の制度を考えておるところでございます。以上でございます。

上田議長 以上で報告を終わります。

引き続き質問を受けたいと思います。質問はございませんか。いいですね。

〔質疑なし〕

上田議長 質問がありませんので、次の報告を求めます。
事務局長。

藤原事務局長 それでは33ページの水道・下水道関係をお願いいたします。

水洗便所等改造資金、利子補給でございます。調整方針としましては村岡町の例により合併時に統一するというにいたしております。

村岡町のの対象者要件をご覧いただきたいと思いますが、3番目に町税及び下水道分担金を滞納していない者という対象者の要件があるわけですが、新町の調整方針は、ここを若干内容を変えております。右の欄、ご覧いただいたらわかりますように、町税及び下水道分担金だけでなく、町の徴収金すべてを滞納していない者ということにさせていただきます。対象工事につきましては今の村岡町の例でございます。それから利子補給の対象額、あるいは利率につきましても、村岡町の例によりまして、例えば利子補給の基礎額が1戸につき30万円以上150万で、利子補給の率につきましては、融資利率の利子相当額として3%を限度ということにいたしております。以上でございます。

上田議長 報告が終わりましたので、質問を受けたいと思います。いいですね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

上田議長 質問がないようですので、次の報告を求めます。
事務局長。

藤原事務局長 34ページをご覧いただきたいと思います。

社会教育関係の人権啓発推進に関する条例の関係でございます。調整方針は香住町の例を基に合併時に再編するというにいたしております。

現在、香住町の条例は、委員会の庶務は教育委員会の社会教育課において処理することが第9条であるわけですが、新町におきましては、こういった人権に係ります事務については町長部局に一元化することによって、事務事業の充実強化を図りたいという考えがございまして、町長部局において処理ということにいたしております。なお、人権啓発の推進委員、あるいは数でございしますが、人数は現在の香住町と同様15人以内ということを考えておりまして、構成するメンバーも現在の香住町と同様に学識経験者、人権擁護委員、町内各種団体役員、小・中学校長等を考えております。

説明につきましては以上でございます。

上田議長 報告が終わりましたので質問を受けたいと思います。質問はよろしいですね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

上田議長 以上で報告事項をすべて終了します。

それではその他について事務局から説明を求めます。

事務局長。

藤原事務局長 きょうはレジュメにその他というところがblankになっておりますけれども、委員の皆さんには今日まで第19回の合併協議会に御参加いただいて、慎重なる審議をしていただきました。考えてみますと、細かな事務事業の調整は、さらに我々事務局なり3町の職員にはあるわけでございますけれども、皆さんにお集まりいただく機会は今あと1回程度かなあというふうに考えておまして、現在のところ2月の下旬から3月の中旬にかけて最終の協議会をさせていただきたいというふうに考えております。大体日程の見通しが決まりましたら、できるだけ早く御案内はさせていただきたいと思いますので、ひとつよろしく願いいたします。以上でございます。

上田議長 以上で本日予定をしておりました議事はすべて終了いたしました。

これをもちまして第19回3町合併協議会を閉会といたします。大変御苦労さまでした。ありがとうございました。

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

美方町・村岡町・香住町
合併協議会議長

.....

会議録署名委員

.....

会議録署名委員

.....